

一五・一六世紀のネーデルランド全国議会について

川 口 博

【要約】 本稿は、J・シリサンらの所論を批判的に撰取しつつ、一五七六年までのネーデルランド全国議会について、その起源・召集・構成・権限・運営などの諸問題を扱ったものである。まず起源については、一四六四年の集會を重視する定説をあえて否定する理由は見当らないように思われる。ついで上記の諸問題、とくに運営上の手続きに関連して注目されるのは、全国議会を特徴づける州権主義の強靱さである。代議員は全権の行使を許されず、多数決原理も採用されることがなかった。全国議会は各州議会が派遣する代表使節の集會以上のものではなく、法制上確認された単一の制度になることがついになかった。それにもかかわらず州権主義は、君主の集権・統一政策に対抗して旧来の諸特権を擁護する方向に一種の遠心力として作用し、それが全国議会をして「反抗の潜在的中心」たらしめたのであり、独立革命もまたこうした州権主義的志向によって荷なわれることになるのである。

史林 五三巻五号 一九七〇年九月

一 は じ め に

ここにいうネーデルランド *Nederlanden* とは、この地名が一

六世紀のころに生まれる前は、ブルゴーニュ・ハプスブルク家の所領のうち「あちら側の国々」*Pays de par delà* (*Landen van derwaerts over*)、つまりブルゴーニュ公領やフランシエロントネ *na den over*、「こちら側の国々」*Pays de par deçà* (*Landen*

van herwaerts over) と呼ばれていた地域を指す。この地域の

政治的統合はカール五世によって最終的に達成され、「一七州」

Zeventien provincien とも称された。今日のベネルクス三國と

フランス北東部の一角を含む地域がほぼこれに相当する。

本稿の対象とするところはこのネーデルランドの地に中世末期

に成立した身分制全国議会 (フランス語では *Etats Généraux*、

オランダ語では *Staten Generaal*) をめぐる諸問題——その起源、

その構成・権限・運営、さらにその政治的・法制的特質等々——であるが、ここでは一応一五七六年までに時期を限定して以上の諸問題を考察することにした。このように時間的下限を定めることは、一五七六年がかの独立革命のさなかに当たることからして一見奇異に映るかも知れないが、少なくとも議会史の観点から見れば、次に述べるようにこの年がまさしく重大な画期の一つをなすものであったからである。

オランダ・ベルギー両国の現議会は、いずれも一五・一六世紀のネーデルラント全国議会にその起源をもち、そうした古い身分制議会との間に、程度の差はあれある種の歴史的連続性を保持している。とりわけオランダの場合、その議会は *Staten Generaal* という本来身分制議会を意味する呼称を今日なおそのまま継承しており、その議会史の連続性はベルギーにくらべてはるかに明白である。もちろん現オランダ議会が身分制議会でありえようはずはない。それは古い呼称を保持しつつ、実質的には著しい歴史的変貌を遂げて現在にいたったものである。①

オランダの議会史上、一つの大きな画期は一七九五年あるいは一八一四年に置かれる。いずれの年を画期とするかは、フランス革命がもたらした衝撃そのものを重視するか、それともナポレオン支配から脱した再出発の時点を重んずるかによって見解のわかれるところであるが、い

ずれにしても、伝統的な全国議会（スタテン・ジェネラール）の空白期（一七九五—一八一四）こそ、オランダ議会がその面目を一新するための転機（スチム）の役割を果した時期であった。この時期に導入されたフランスの諸制度を大幅に継承しつつ、一八一四年以後一般にオランダの国制はすでに近代的体裁を整え、そのなかで全国議会も伝統的な身分制的性質を払拭して近代的議会に転進するにいたった。

議会史上のもう一つの画期が問題の一五七六年である。一七九五年ないし一八一四年が身分制的構成の議会から近代的議会への画期であるとするならば、この一五七六年は、身分制の枠内にとどまりながらも、議会が君主の諮問機関あるいは協賛機関から自立的な統治機関へ、もしくは政治上・パッシヴな存在からアクティヴな存在へと変質する画期であった。その直接の契機は同年九月四日のクーデタである。三月に執政 *gouverneur général* (Candvoogt) レケセンス *Regensens* が病死して以後、執政権は臨時に國務會議 *Conseil d'État* (Raad van State) によって代行されていたが、この國務會議は危機的情況——スペイン軍兵士の反乱、ブリュッセル民衆の蜂起等々——を乗り切る能力に欠け、ついに九月四日、その評議員全員が一群のブリュッセル市民とブラバント州議会所属の軍隊の手で逮捕された。以後事態は革命的な急転回を遂げる。ブラバント州議会の呼びかけでただちに全国

議會が召集され、しかもいまや実質的に統治の中心が失われてしまった以上、議會みずからが統治機關化して行政・財政・軍事・外交など一切の國務を取り切らねばならない。名目的にはなおフェリペ二世の君主権を尊重しつつも、議會の自立的な政治活動がこうして始まった。オラニエ公 Oranje およびホラント・ゼーラント兩州議會と交渉してかのガンの和平 Pacification de Gand (Pacifictie van Gand) を成立させ、いったんは執政として受け入れたドン・ファン Don Juan を一五七七年末には否認し、やがてオーストリア大公マティアス Matthias を執政に迎え、ついに一五八一年にはフェリペの君主権そのものを否定するにいたった。

こうして一五七六年を境に著しい性格転換を遂げてのちもなおしばらくの間、ネーデルランド全国議會の歴史には北部(のちのオランダ)と南部(のちのベルギー)の別が見られない。一五七九年南部にアラス同盟、北部にユトレヒト同盟が成立した後でも、相当数の南部諸都市が全国議會に代議員を派遣して北部諸州と協同した。しかし一五七九—一五八五年は南北分裂の過渡期であった。この間に南部諸州はパルマ公ファルネーゼ Farnese のスペイン軍に蚕食され、その諸都市は次々に全国議會から脱落して、ついに一五八五年、南部の代議員はことごとく姿を消した。しか

し南部ではスペインの支配下に独自の全国議會が組織された。一五九八年・一六〇〇年・一六一二年・一六三二年に召集された議會がそれである。ただしこうした南部の全国議會は、もはやアクトイヴな統治機關とは無縁である。それはむしろ一五七六年以前の諮問機關的存在への復帰にほかならない。そのみか召集回数が稀となり、やがてとだえた。南部では全国議會はほとんど有名無実化したといつてよい。逆に北部七州では連邦共和国の事実上の誕生とともに、統治機關としての全国議會は当然その自立性を強め、やがてその存在が恒常化する。なるほど原則として主権は各州議會に留保されるにしても、七州全体に共通する諸問題は——問題によって州総督 stadhouder・國務會議その他の中央諸機關との間に複雑な権限上の葛藤はあったが——その多くが全国議會(連邦議會)によって処理されねばならない。全国議會はいわば州主権の結集体であり、いわば集合的主権の行使者であった。

それはともかく、本稿がその対象を時期的に一五七六年までに限るということは、オランダの(およびベルギーの)議會史の第一期だけを問題にすること、言葉をかえれば君主の諮問機關・協賛機關にとどまった——そういう意味ではむしろ通例の身分制議會の一つとしての——ネーデルランド全国議會を対象にす

るといふことである。いうまでもなく一五七六年以後の議會史の新展開は、独立革命の基本的な主題の一つとしても、さらにはまた連邦共和国の歴史的個性にかかわる問題の一つとしても、きわめて重要な研究対象である。ただそれは別の機会にゆずり、ここでは直接に取り扱わない。あらかじめお断わりしておく。

なおネーデルランド史がわが国では一般になじみが薄いことを考慮して、本稿が対象とする時代にかぎり、君主の交替と所領の統合過程について概略ながら付記しておきたい。

ブルゴニー公フィリップ善良 Philippe le Bon (Filips de Goede)〔在位一四一九—一四六七〕がその父から継承したネーデルランド所領はフランドル伯領とアルトワ伯領であったが、彼は一四二九年ナミュール伯領、一四三〇年ブラバント・リンブルフ両公領、一四三三年にはホラント・ゼーラント・エノー三伯領、一四五一年にはルクセンブルク公領を獲得し、こうしてネーデルランドの大部分がブルゴニー家の手に入った。(なお一四三五年ピカルディ・ブローニーも併合)

ここでシャルル豪胆 Charles le Téméraire (Karel de Stoute) は一時ヘルデル公領を奪取するに成功したが、一四七七年陣没し、嗣子マリヤ Marie de Bourgogne (Maria van Bourgondie) が跡を継いだ。しかしマリヤも一四八二年夭折し、以後フィリップ

端麗 Philippe le Beau (Filips de Schone)〔在位一四八二—一五〇六〕、ついでカール〔在位一五〇六—一五五五〕が次々に立ったが、両者の幼少時にはマリヤの夫ハプスブルク家のマクシミリアン(皇帝マクシミリアン一世)が摂政をつとめ(一四八二—一四九三、一五〇六—一五一五)、とくにカールの幼少時には叔母(マクシミリアンの娘)マルガレータ Marguerite d'Autriche (Margaretha van Oostenrijk) が執政に任じられてネーデルランド所領の統治に当たった。

カール(皇帝カール五世)は親政後も引きつづきマルガレータをネーデルランドの執政に登用し、その死後は一五三一年、妹マリヤ Marie de Hongrie (Maria van Hongarije) をこの職に当てる。ネーデルランドの全域が統一されたのはこのカールの時代である。すなわちカールは一五二四年フリースラント、一五二八年ユトレヒト司教領およびオーフェルアイセル、一五三六年フロンゲン・ドレンテ、そして最後に一五四三年ヘルデル公領を征服し、一五五五年、こうして成立した一七州をフェリペに譲って引退した。フェリペはサウオア公エマニュエル・フィリベール Emmanuel-Philibert を執政に任じ、しばらくはネーデルランドにみずから滞在した。しかし一五五九年に帰国してのちは終生スペインを離れず、ネーデルランドの統治は妹マルガレータ Mar-

guerite de Parma (Margaretha van Parma)〔在職一五五九—一六七〕、アルム公 Alva〔在職一五六七—七三〕、ついでレケセンス〔在職一五七三—七六〕ら歴代の執政に委ねられた。

二 全国議会の起源

一四六四年一月九日、フィリップ善良がブリュージュに召集した集会をもって、ネーデルラント全国議会の起源とみなすのが現在一応の定説である。数人の歴史家の分担執筆になる通史『ネーデルラント全国議会五〇〇年史』^②が、議会開設五〇〇年を記念して一九六四年にオランダで刊行されたのもそのゆえである。

しかしさまざまな異説が従来もあったし、今日でもありうる。

定説・異説を含めて代表的な起源説を大別するならば、第一群は定説の一四六四年より相当古い時点の集会に起源を求め、第二群は一四六三—一四六五年のいずれかの集会を起源とみならず説である。第一群は、キューリエ J. Cuyvelier らの『全国議会関係文書集第一巻』^③（一九四八）がその冒頭に、ヴァランシエンヌにおける一四二七年五月三十一日・六月一日の集会の文書を挙げていることと関連する。ただしこのヴァランシエンヌ集会については、それが単にフィリップ善良をバイエルン家のヤコブ、Jacob の後见人（実質上の君主）として承認するためのエノー州議会にほか

ならず、それに列席したフランドルやピカルディの州議会代表はいわば立会人として招待されたにすぎないことをキューリエ自身が認めているので、ここでも問題にする必要がない。従って、それに続いて挙げられている一四三一年以降の諸集会が問題となる。とりわけ注目すべきは一四三七年一月にアントワープに召集された集会である。この集会にはブラバント・フランドル・エノー・ホラント・ゼーラントの各州議会から代議員が出席し、フィリップ善良から鑄貨に関する新しい法令の承認を求められた。

ところで一四六三年の末ごろ、フィリップ善良は十字軍遠征の計画を抱いていたが、子息シャルル（当時シャロレ伯）との仲が険悪であったため留守中の君主権代行問題について苦慮しており、しかもホラント・ゼーラントに限っては代行統治権がイギリス王エドワード四世に委託されることが予想されて、それが両州に危機感を与えていた。第二群の起源説は、このような事情を背景に召集された三つの集会にかかわるものである。第一はフィリップが十字軍計画を通告すべく一四六三年一月一日、すべての州議会の代議員をブリュージュに召集した伝えられる集会であって、たとえばピレンヌ H. Pirrenne はこれを全国議会の起源と見て^④いる。第二は一四六四年一月九日に召集されたブリュージュ集会、つまり定説が起源とみなしている集会である。六三年末にホラン

ト・ゼーラント諸都市がフランドル・ブラバント・アルトワ・エノーの諸都市に呼びかけて、六四年一月に自主的な都市合同集會を開こうと計画したのに対抗し、またそれとは別に子息シャルルがブラバント・フランドル・アルトワ・エノーなどの州議會に訴えて、六四年一月三日にアントウエルペンで州議會代表の集會を開催しようと企図したのにも対抗して、フィリップが以上の兩集會への参加を諸州・諸都市に禁じるとともにむしろみずから召集したのがこれである。この集會にはブラバント・フランドル・アルトワ・ホラント・ゼーラント・ナミュール・エノー、独立の貴族領としてのメヘレン Malines (Mechelen)、ワロン＝フランドルを代表するリール・ドゥエー・オルシー Lille-Douai-Ochieux 三市、さらにエノー州議會とは別個の代議員派遣権を保有していたヴァランシエンヌ市、加うるにブローニユ、つまり当時の「こちら側の国々」一三のうちルクセンブルクとリンブルフを除く一四が代表を送り、結局フィリップとシャルルの仲を調停するに成功した。前記の『五〇〇年史』でファン＝デ＝キーフト van de Kieft が、明確にこの集會を全国議會の起源とみなしていることはいうまでもない。第三の集會は、一四六五年四月二五日にブリュッセルに召集された集會である。前年一月の集會に代議員を送った州・都市は、ゼーラント一州を除いてこの集會にも

代表を派遣し、フィリップの要請にこたえて子息シャルルをその唯一の後継者として承認したが、同時に、フランス王ルイ一世との争いに当てるべき戦費として御用金 aide (bede) の供与を懇請された。この集會を起源とみなすものに、たとえば古くはジュスト Th. Juste の説がある。

近年この起源問題を最も包括的に検討したのはおそらくベルギーのシリサン J. Gilissen であろう。彼によればビレンヌ説は成立しがたい。というのは、一四六三年一二月の集會の存在そのものが史料的に不確実だからである。他の集會については都市の文書などに代議員派遣の記事があって、その実在が裏づけられるのが普通である。ところが一四六三年一二月の集會についてはそういう史料の裏づけが欠けている。ただ一年代記が当集會に言及しているにすぎない。かりにこの一二月一五日になんらかの会合があったにしても、それはフィリップ善良が十字軍計画を練り上げるべく幾人かの大貴族を呼び集めたものではないか、とシリサンは推測する。シリサンは全国議會がある特定の時点に開設されたものではなくて、一五世紀ことにフィリップ善良の治世に徐々に生み出されたものであると断った上で、どちらかといえば折衷的な結論に到達する。定説通り一四六四年の集會を全国議會の起源とみなしてよいが、それには二つの条件——一つは一四三七年

の集會が先驅をなしたこと、いま一つは全国議会の主要な権限事項となるはずの御用金問題が一四六五年の集會ではじめて提起されたこと——が付加的に承認されねばならない、と。彼の説明を聞いてみよう。

いくつかの州(領邦)が同一の君主を戴く場合——たとえばバイエルン家に服属したエノー・ホラント・ゼーラントの場合——そうした諸州の州議会の代表が君主により一堂に召集されるといふ先例はすでに一四世紀に見られた。むろんフィリップ善良の治世には、このような教州の州議会代表の集會が幾度も開かれた。

しかし一四三一年から一四六四年までに一〇回以上を数えた集會のうち、少なくともその半数は実は諸都市、それも主としてブラバント・フランドル・ホラント・ゼーラント諸都市の代表の集會であつて、厳密な意味での州議会代表の集會ではなかつた。一四六四年以前の諸集會のなかで全国議会の先驅とみなしてよいのは、一四三七年のアントウェルペン集會ただ一つである。これはほぼ確実に州議会代表の集會であり、少なくとも五州が代議員を派遣した。ただ注意すべきは、この集會が政治的に重要な意味をもつものでなかつたことである。フィリップ善良自身は出席せず、会期もわずか六日間で終わり、鑄貨に関する諸法令の更新を承認したにすぎない。これに反して、一四六四年の集會では一か月以

上にわたつて重要な政治問題(フィリップの十字軍遠征に伴う統治権代行問題、君主父子間の不和の調停)が論議され、しかもブルゴーニュ領ネーデルランドのほとんどすべての州の州議会から代議員が出席した。ルクセンブルクとリンブルクが参加しなかつたことは異とするにたらない。ルクセンブルクはこれ以後も伝統的に全国議会への参加を拒み、ただ例外的にしか代議員を派遣することなく、他方リンブルクの代表権はブラバント州議会によつて代行されるのが常であつたと推定されるからである。なるほどこの一四六四年集會は君主が召集したものであつても、その本来のイニシアティブは彼のものではなかつた。フィリップは一方ではホラント諸都市、他方では子息シャルルに対抗すべく、事態の急迫に促されてやむなくこの集會を召集したのであつた。しかし

結果的にはこれが全国議会の起源となつた。ただしそこで扱われたのが純政治的な問題であつて、財政に関する問題は全然審議の対象になつていないことに留意する必要がある。そもそも全国議会の諸権能のなかで最も主要なものは君主の財政的要求(御用金課税)の提案についての協賛である。従つて権限事項をことさらに問題とするかぎりには、御用金問題がはじめて提起された一四六五年集會こそ最初の全国議会であるといつてよい。以後一五七六年にいたる全国議会の構成・権限・運営方式などの一切は、この

集会ではば確立されたのである。

以上のジリサンの見解にわたくしなりの論評を加えておきたい。第一の論点は一四三七年集会の評価についてである。この集会は果たして政治上の意義の稀薄なものであったのであろうか。会期が短く、フィリップが出席しなかったことは事実であるにせよ、そこで扱われた鑄貨問題は果たして政治的に重要度の低い問題であつたのであろうか。ジリサンとは全くちがって、鑄貨問題の重要性を強調し、従つて一四三七年集会をもつて全国議會の起源とみなすのはイギリスのスパフォード P. Spafford である^⑩。その所論を要約すればおおよそ次の通りである。

貨幣鑄造権は君主に莫大な収入をもたらす。貨幣の改鑄（品位低下）は、単に固定された慣習的時代の収取に依存する貴族層に打撃を与え、また經濟界を混乱させて商工業市民に損害を与えるだけではない。實質上それは擬装した課税であり、貨幣所有者全員に対し各自の資産額に比例して課される事実上の租税、しかも徵收容易な租税の賦課を意味する。州議會が伝統的な課税協賛権を保持するにしても、貨幣鑄造権が野放しであるかぎり、君主はこれを利用して御用金以外の収入を獲得し、こうして州議會による政治的拘束を免れることが可能である。そうとすれば、君主権をとりわけ財政面から制約しようとする州議會が、君主の貨幣鑄造

権濫用を制限せんものとしてめたのは当然である。すでに一四世紀にブラバント・フランドル・ホラントなどの州議會が貨幣改鑄についての承認権をかちえたのはそのゆえである。ところでフィリップ善良によるネーデルランド諸州の統一は一四三三年に大成されたのであるが、國家統一後も全国的なコルテスの集會が生まれなかったスペインの例から明らかのように、王朝的領土統一はそれだけでただちに全國議會の成立をもたらすとはかぎらない。ネーデルランドの場合、領土統一後数年にして一四三七年に全國議會の誕生を見たのは、貨幣の統一がいち早く実施に移された結果である。つまり一四三三年一〇月一二日の法令により、從來州ごとに別々に行なわれていた貨幣鑄造、従つてさまざまな貨幣の流通に終止符が打たれ、全國共通の貨幣が鑄造されるにいたつたことが契機である。もちろんこの法令は、旧來の特權に基いて個々の州議會の批准を受けることが必要であつた。しかしいつたん法令が批准され、共通貨幣が流通することになれば、いまや鑄貨問題はあらゆる州に共通の問題である。君主にとつては、個々の州議會と取引するよりも各州議會の代表を一堂に會せしめた方が明らかに好都合である。鑄貨法令の更新を案件とする一四三七年の集會は、こうして日程に上せられた。以後の諸集會も、少なくとも一四六四年にいたるまでは、ほとんどもっぱら鑄貨問

題を取り上げた。一四六四年以後は議題中に占める鑄貨問題の比重が相対的に低下するにしても、シャルル豪胆の治世を除けば、当問題が全国議會の視野から完全に消え去ることはなかった。

以上スパフォードの説くように鑄貨問題が課税問題と実質的に同じ性質をもつものであるのならば、一四三七年の集會を政治的重要度の低いものとして軽視することは許されぬことにならう。

従つて一四三七年・一四六四年の兩集會に差等を設けるとすれば、それは政治的重要度の高低によりも、構成範囲の広狭にこそ求められるべきであらう。すなわち前者が主要な五州の州議會代表によつて構成されたのに対し、後者はほぼ全国を意味する一一の州議會ないし都市の代表によつて構成されたという点を強調するほかはないであらう。

ジリサンの見解についてのわたくしの論評の第二点は、一四六五年集會の評価にかかわる。前述のようにジリサンはこの集會ではじめて御用金提案が行なわれたことを重視しているのであるが、一般に全国議會の起源を論ずるに当たつてそうした財政に関する議題の有無をそれほど重要視すべきであらうか。他のヨーロッパ諸国と同様にネーデルランドの場合でも、身分制議會の諸権能のなかで最も重要なものが課税協賛権であったことはたしかである。しかし一五・一六世紀を通じてすべての全国議會集會が御用金問

題のために召集されたわけではない。次節で見ると、君主の交替その他の純政治的な案件だけで開かれた集會の回数はずいぶん少なくない。しかもそうした純政治的な問題を対象にした全国議會の方が——多少とも儀式的な性質を帯びたにしても——大規模な集會であるのが普通であった。課税協賛についての権限といえども、議會がもつ諸権能の一つにすぎない。それだけを過大視する必要は、少なくとも起源論の場合、必ずしもないように思われる。

いまかりに一步を譲つて課税問題に焦点を絞るとすれば、私見ではそれはかえつて起源論を混乱させるだけである。なるほど一四六五年にはじめて全国議會で御用金問題が提示された。しかし正確にいえば、それは御用金の要求、そのものではなくて、いわば提案理由の説明にすぎなかった。直接の要求は、従來の慣例に則り個々の州議會に対して行なわれた。一四六五年の集會は、もともと子息シャルルの継承権を承認させるためにフィリップが召集したものであり、財政上の提案はこの機會を利用していわば付帯的に出されたものと推定して大過あるまい。全国から徴収される御用金(全国的租税)は直接全国議會で要求されるという慣行が確立するのは、かなり遅れて一四九三年、つまりフィリップ端麗の親政以後のことである。御用金問題に伴う議會運営上の慣習的

な手続き——提案理由の説明、ついで政府役人と個々の州議会代表との個別折衝、その後代議員の帰郷(州議会への報告)、やがて新たな訓令(州議会決定)を帯びた代議員の再召集(全国議会の再開)、さまざまな交渉を重ねてのちの最終的妥結——もほぼこの時期に定まった^⑬。それまでは前記の一四六五年の場合同様、御用金問題は全国議会で提示されたにしても、要求自体は個々の州議会に向けられるのが普通であったが、著しい例外は一四七三年一月、シャルル豪胆がブリュージュに召集した全国議会である。ブルゴーニュ領ネーデルランドの全土、さらにピカルディ・ブローニュの州議会代表を集めたこの大集会において、シャルルは軍事費調達の名目で一〇年間継続の年額六〇万クロネンの御用金を要求した。議事はほぼ前記の——つまりのちの慣行化するところの——手続きによって運営され、集会は結局四月、六年間に限り年額五〇万クロネンの御用金供与を承認したのである。^⑭

以上から明らかなように、全国議会と御用金問題とのかかわりあいには時とともに形を変え成長した。焦点を課税問題に絞っても全国議会の起源は必ずしも明確にならない。一四六五年集会を重視するのに理由があるとすれば、むしろ一四七三年の集会、あるいはむしろ一四九三年の集会に全国議会の起源を求めることさえ不当ではなからう。起源論はこうして拡散しあいまいになる。

要するに課税問題を過大視し、従って起源論上一四六五年集会をあまりに重視することは適当でない。なお、ジリサンの所論を紹介しつつ、しかもジリサン以上に一四六五年集会^⑮起源説を唱えるのがフランスのスール(C. Soule)である。彼は主張する。一四六四年の集会は全く偶然的産物にすぎず、せいぜい翌年の集会の前触れたるとどまる。フィリップ善良が明確な意思をもって召集した一四六五年集会こそ全国議会の起源とみなされるべきである、と。しかしこの説には賛成できない。いうまでもなくことに中世では、偶然的事象がなんらかの制度の歴史的起源となることは決して珍らしいことではないのだから。

私見では、定説を無理に否定する必要は全くないように思われる。ただ一四六四年集会の先駆として一四三七年集会を、ジリサンの所説以上に評価すればたりる。ながながと起源問題にかかずらってきて今さらのようであるが、こうした論議にどれほどの意味があるか、少なからず疑問である。全国議会はもともと意図的に開設された制度ではない。そういう制度の起源を特定の時点に求めることがそもそも無理なのである。ネーデルランド全国議会は十五世紀のあいだに、とりわけフィリップ善良の治世に漸次形成されたのであり、その形成過程における画期的な集会をことさら求めるとすれば、一四三七年集会も注目されるべきであるが、

定説の一四六四年集會が最もそれに妥当する。以上がここでの一応の結論である。

なおちなみに、ネーデルランド全国議会の起源とフランスの全国議会(い^{ニッホー}わゆる全国三部会)との関係について一言しておきたい。両者の名称が全く同じであり、しかもブルゴーニュ家が本来フランスの大諸侯であることから、ネーデルランドの議會がフランスから移植されたフランスの制度である、あるいは少なくとも、フイリップ善良が全国議會を召集したのはフランスのそれに着想を得た結果である、とする説がある。ピレンヌなどの見解がそれである^⑮。しかしジリサンやファン・デ・キーフトは頭からそれを否定する。ネーデルランド全国議會が誕生した一四六四年当時、フランスではその二五年ばかり前から全国三部會が一度も開かれていなかったという事実(ジリサンが挙げる論拠の一つ)はあまり説得性のある論拠とはいえないけれども、次の二点は決定的な意味をもつと考えられる。第一に、ネーデルランドではすでに一四世紀中にほとんどの州(領邦)に州議會が成立し、その後ことに一五世紀になると教州の州議會ないし諸都市の代表より成る集會が幾度か召集され、従つて全国議會がこうした前史を踏まえていわば自生的な成長を遂げたものであるという事実。第二に、フランスでは代議員が全国的な連帯のもとにそれぞれの身分を代表し、

従つて全国三部會が国王に対して王国全体の諸身分を代表する機關であつたのに反し、ネーデルランドの全国議會は州議會(Staten)の單なる集合体にすぎず、その代議員はそれぞれの州議會を——せいぜいのところそれぞれの州のいずれかの身分を——代表するものであつたという構造上の差異。ネーデルランド全国議會の發生にフランスの全国三部會が全く無關係であつたとはいえないにせよ、名稱の問題はともかくとして、両者を簡単に關連させるにはあまりにも重い歴史的事實であり、かつ構造的差異であるといわねばなるまい^⑯。

三 召集・構成・権限

ネーデルランド全国議會の著しい特質は、とくにその独自の運営方式に見られる。それはブルゴーニュ國家の特異性の反映であるとともに、將來の連邦共和國の構造を先取りするものでもあつた。しかしそうした問題は次節で扱うことにして、ここでは全国議會の他の諸側面、つまり召集・構成・権限についてまず触れておきたい。以下は大筋においてジリサンの整理に依拠するものである^⑰。

(1) 召集

州議会と同様に、全国議会は君主あるいは君主権代行者の召集によつてのみ集会することができる^②。この君主召集権の原則は、すでに一四六四年集会の召集に際してフィリップ善良が明示したところである。彼は一四六三年二月三日付の書簡において、他州の都市に呼びかけて自主的な都市合同集会を開こうと計画していたホラント諸都市に激しく抗議し、「かかることをなす資格は彼ら〔ホラント諸都市〕にはなく、ただ余ひとりに存する」と断定した。

しかし一四七七年一月、シャルル豪胆の陣没とともに君主権は危機に見舞われた。嗣子マリアはガンに全国議会を召集して善後策を講じようとしたが、かえつていわゆる「大特権」Grand Privilege (Groot Privilege) の承認をよぎなくされ、その第一三条において、州議会ならびに全国議会がその欲する時と所にあらかじめ君主の同意を得ることなく自主的に集会する権利をもつことを認めねばならなかった。ついで一四八八年二月、マクシミリアンがブリュージュで捕えられ、その結果君主権は新たな譲歩を強いられた。幼少のフィリップ端麗の名でメヘレンに召集された全国議会は、フランドル州議会と交渉してやがてマクシミリアンを釈放せしめたが、その際五月にブラバント・エノー・ゼーラント・ナミュールとフランドルとの間で同盟条約が結ばれ、窮地に立

つマクシミリアンの承認を取りつけた。この同盟条約は大特権第一三条の内容をさらに敷衍して、以後全国議会は職務として年一回、一〇月一日にブラバント・フランドル・エノーのいずれかの都市で集会をもつべしと規定したのである。だが一四七七年の大特権も、また一四八八年の同盟条約も、いずれも結局は死文に終わった^③。二度とも政府がただちに勢力を挽回して議会の成果を無視し去つたからである。君主召集権の原則は、少なくとも一五七六年まで厳然と維持された^④。

ただし一四七七年・一四八八年の事件を経て、君主が全国議会を少なくとも毎年一回召集することがほぼ法制上の慣例となつた。ときに特殊な政治情況のもとで何年かにわたる空白期が生じたことがあり(たとえば一五三七―一五四〇年、一五六九―一五七二年)、逆に年に数回も召集が行なわれたことがあつた(たとえば一五〇五年に五回、一五〇六年に四回)。そして会期は一般に短く、教日あるいは数週で閉会になるのが普通であつた。しかし一四六四―一五七六年の約一〇〇年間に、全国議会の召集回数はおよそ一六〇の多きを数えた。平均して二年に三回である。

集会の場所は一定していなかつた。ことに初期には転々と変わり、ときに中小都市で開催されることもあつた。州別ではブラバントでの開催回数が――貴族領メヘレンを除外しても――抜群に

多く、少なくとも一〇三回、次いでフランドルの三三回で、そのほかエノー・ゼーラント・ナミュールでも稀に開かれたが、ホラント・アルトワ、いわんやルクセンブルクでは皆無である。都市別ではガンやアントワープでもたびたび開かれたが、とくに一四九一年以後はメヘレンでの開催回数が増し、やがてはブリュッセルが圧倒的に重要な地位(事実上の首都)を占めることになった。一五三一—一五七六年に召集された全国議会四一回のうち、ブリュッセルを会場とするものは三四回、つまり八割以上である。

(2) 構成

全国議会は「こちら側の国々」の各州議会が派遣する代議員によって構成される^④。そもそも州議会は一般に三身分(聖職者・貴族・第三身分)の代表より成り、従って全国議会は間接的な代議制度にほかならない。ただし以上は一般的な原則であって、実態は次の通りである。

必ずしもすべての州が全国議会に代議員を送ったわけではない。つねに代議員を出すことが原則であったのは、いわゆる家産諸州(*pays patrimoniaux* (*patrimoniaie landen*))だけである。ブラバント・フランドル・エノー・アルトワ・ホラント・ゼーラント・ナミュール・メヘレン・ワロン・フランドル(リール・ドゥエ

ー・オルシー)がそれであり、一六世紀になって、マドリッド条約(一五二六)によりフランスから完全に離脱したトゥルネー市およびトゥルネジ *Tournais* もこれに加えられた^⑤。その他の諸州はごく稀にしか全国議会に参加しない。古くからの所領のなかではルクセンブルクとリンブルフがそうであり、一六世紀にカール五世によって併合された諸州、つまりユトレヒト・ヘルデル・フリースラント・オーフェルアイセル・フロニンゲン(フロニンゲン市とオメランデン *Ommelanden*) も同様である^⑥。これら諸州が代議員を送ったのは一五四九年・一五五五年など、どちらかといえば儀式的な大集会のみに限られる。このような家産諸州と非家産諸州の差別は、政府側が進んで行なったものでは決してない。むしろ逆に非家産諸州が他州との協同を嫌い、全国議員への代議員派遣をみずから拒否したのである。それは非家産諸州が、全国議会の議を経て決定される全国的課税の分担を回避しようとして、州議会単独の個別的な課税協賛方式を固執したからである。

通常、各州議会がその代議員を選んだ。君主召集権の原則からして君主に指名権があつてしかるべきであるが、直接君主が代議員を指名した事例は少ないようである^⑦。普通は全国議会開催予定日の幾日か前に州議会が開かれ、各身分ごとにそれぞれの代議員が選出された。従つて代議員はそれぞれの州議会の代表であると

同時に、一層厳密には、それぞれの州の特定身分の代表であった。各州の代議員団の構成はまちまちであった。それは各州議会の構成を反映し、その州議会の構成が州によってまちまちであったからである。ブラバント・アルトワ・エノー・ナミュール・ユトレヒトは三身分の各々から全国議会代議員を選出するのが常であったが、その他の州の場合は多かれ少なかれ変則的であった。ホラントの場合、貴族からは代議員が出たけれども、聖職者の代議員は選出されることがない。ゼーラントではミッデルブルフの修道院長が代議員団の一員に指名されるのが普通であったが、それは聖職者のみならず貴族を含む特権身分のただ一人の代表としてである。とりわけフランドルの場合、いわゆる「四メンバー」(Quatre Membres (Vier Leden))、つまりガン・ブリュージュ・イーブルおよびフランシド・ブリュージュ = Franc de Bruges (Vrije van Brugge) が州議会を代表するのが通例であって、聖職者・貴族ともにそれぞれの身分代表を送り出すことはめつたになかった。

全国議会に集まった代議員の総数はときには一〇〇名以上を数え、一五五五年のごときは三〇〇名を超えた。しかしそうした特別な大集会を別にすれば、通常は六〇―七〇人であった。そのうち聖職者・貴族はいずれも一〇人前後、従って残りの四〇―五〇

人が第三身分の代議員であった。フランシド・ブリュージュやトゥルネジを例外として、シャテルニーや小都市から第三身分の代表が出ることは稀である。それは特別の大集会の際だけにほぼ限られており、二〇くらいの大都市が第三身分の代議員をほとんど独占するのが普通であった。ブラバントのルーヴァン・ブリュッセル、アントウエルペン・セルトーヘンボス、フランドルのガレン・ブリュージュ・イーブル、その他の諸州ではアラス・リール・ドゥエー・ヴァランシエンス・ミッデルブルフ・ハールレム・ユトレヒト・ナミュール・メヘレン・トゥルネーなどがそれぞれあり、それぞれが市役人(市長または市参事会員)・法律顧問(pensionnaire (pensionaris))を含む二人ないし三人の代議員を派遣した。人数の上からしても、また個人的能力からしても、全国議会を牛耳ったのはこれら大都市出身の代議員であった。とりわけ法律顧問が重要な役割を演じた。各州議会の名において発言したのは主として州首邑の法律顧問であり、また全国議会を代表して発言したのも、たとえばブリュッセルの法律顧問であった。^②

(3) 権限

原則として、全国議会の権限は州議会の権限のいわば全国版である。それは法制上未確定の単なる慣行に依存するものであり、

州議會の権限にもまして、偶然的情况により左右される政治的妥協あるいは便益の所産であるにすぎなかった。なるほど一四七七年の大特権（第一三条）は、当国全体の安寧と共同の福利に関する諸問題のために全国議會が召集されると規定し、さらに一四八八年の諸州間の同盟条約は、当国全体に關連をもつ一切の苦情・陳情を受理することを全国議會の任務と定めた。しかしこれらの

権限規定はいずれも内容が甚だ漠然としており、しかも先述のようにとともに死文に終わった。ただし、こうしてその権限が法的に明確な規定を与えられることが結局はなかつたにせよ、全国議會は事実上・慣習上政府に対する一種の圧力集団を形成した。君主が全国議會の建言権・請願権を事実上認容し、御用金問題や重要な政治問題に關して全国議會を召集することが慣例となつたからである。こうした全国議會の慣習的権限について、政治・財政・立法の各分野にわたつて概観しておきたい。

純政治的分野において最も明白に全国議會の権限が示されるのは、権力の移動に際してである。つまり君主の交替や摂政の就任はことごとく、そのために召集された全国議會の同意のもとに行なわれた。フィリップ善良の唯一の後継者として子息シャルルを承認した一四六五年（ブリュッセル）、大特権を代償にマリアの君主権を認めたと一四七七年（ガン）、幼少のフィリップ端麗の攝

政としてマクシミリアンを受け入れた一四八二年（ガン）、幼少のカールの摂政として再度マクシミリアンを承認した一五〇六年（メヘレン）、マクシミリアンの後見権を解除してカールの親政を決定した一五一四—一五一年（ブリュッセル）、カール五世が退位し子息フェリペが新君主として承認された一五五五年（ブリュッセル）、以上の全国議會がそれである。

外交問題（戦争・講和・國際条約）もしばしば全国議會召集の動機となつた。それは対外政策が御用金問題と密接にからみあつていて、御用金が軍事費調達のために要求されることが多かつたからである。全国議會に諮つてその同意を得た後でなければ君主は宣戦布告できないとの大特権の条項（第一〇—一二条）は結局無視されたにもかかわらず、政府が対外政策について全国議會で見解を開陳する機会をたびたびもつたのは、御用金を提案するに當つてその提案理由、つまり軍事上の使途を説明する必要に迫られたからである。シャルル豪胆がルイ一世との戦いのため多額の御用金を要求すべく召集した、先述の一四七三年の全国議會はその一例である。國際条約もその多くが全国議會に上程され、その批准が求められた。たとえばマドリッド条約は一五二六年四月の全国議會に通告され、一五二九年一月に批准された。またネーデルラントと神聖ローマ帝國との關係を取り決め、いわゆる「ブ

ルニーニョ圈」Cercle de Bourgogne (Bourgondische Kreits)の準独立的地位を承認したアウグスブルク協約 Transaction d'Augsbourg (Transactie van Augsburg) 一五四八年一月の全国議會で批准を受けた。

しかし国内行政では、全国議會の出る幕はほとんどなかった。

原則として内政問題は地方的次元で取り扱われ、政府の諮問が州議會・シャテルニー・都市のような地方諸団体に向けられたからであり、さらに全国行政に関係のある重要な制度上の改革についても必ずしも全国議會が諮問を受けるとはかぎらなかつたからである。それでも、政府が内政面で一貫して追求したネーデルラント諸州の國家的統一の強化に、全国議會の協賛が求められたことがある。たとえば、自今一七州は分割されることなくその統治権が継承されるべしと定めた——従って前記のアウグスブルク協約とともにブルゴーニョ圈の國家的統一を安定せしめた——プラグマティック・サンクシオンは、全国議會に案文が提示され、その審議と同意を経て發布された(一五四九年一月)。

次に財政の分野では、いうまでもなく全国議會の役割がきわめて大きい。その大半の集金が御用金(租税)問題の審議に当てられたといつてよい。そもそも君主が財政上の援助を必要とする場合これを各州議會に求めるという慣行は、全国議會成立のはるか

以前からすでに確立していた。このような慣行を前提として全国議會が財政分野に関与するにいたつたのであるが、それ以後もこの慣行自体は原理的にいささかも変化することがなかつた。ただ御用金の要求および協賛の手續きが若干変わっただけであつた。

すなわち君主または執政が各州を巡り歩いて——あるいは代行者を使って——州議會に直接当たる代わりに、一堂に会した代議員たちにみずから——あるいは側近の高官が——御用金要求を申し入れるという間接的な便法がとられただけのことで、御用金協賛の決定権はあくまで各州議會に留保された。御用金について全国議會自体はなんらの決定をも行なわない。代議員たちはそれぞれの州議會に報告に帰り、再開された全国議會には州議會の決定を携えて参集し、それを政府に伝達する。前述の純政治的分野においても基本的に同様であるが、要するに全国議會は単なる仲介機関にすぎず、蔽密にいえばいわゆる課税協賛権は州議會に存するだけで、全国議會それ自体にはなかつたのである。

ともあれ全国的課税——少なくとも家産諸州全体を対象とした御用金——が一四七三年にはじめて全国議會で要求され、とりわけ一四九三年以降それが慣例化したことはすでに述べたところである。こうした全国的課税は大ざっぱな伝統的比率によつて各州^④に、ついで州次元では各身分に、さらに諸身分の内部で割り当て

られた。個人の収入に依りて課税する新税制が一五四二—一五四三年に導入されたが、その適用は州次元以下にとどまり、諸州間では依然として旧来の割当て方式がとられた。全国議会は徴収された御用金の支出にも関心を払った。有力州(ブラバント・フランドル・ホラント)の場合、一六世紀の二〇・三〇年代にいち早く州議会が自州での御用金を管理する権限を掌握したが、全国議会がそれに成功するのは一五五八年のことであった。すなわち前年一月以来ブリュッセルに集会した全国議会が、この年五月ついに年額八〇万フロリンで九年間継続の御用金を承認したのであるが、その代償として当御用金の管理権を譲与され、アントウェルペン市長アントン・ファン・ストラールン Anton van Straelen を総監 Commissaire général (Oppertendant) に任じて御用金の各州への割当てと徴収された御用金の使途の監督に当たらせただけである。

最後に立法の分野では、全国議会の権限はとるにたらない。當時はネーデルラント全土に共通の法がきわめて数少なく、とくに民事関係では地方的な慣習法が支配的であり、しかも立法権は原則としてもっぱら君主にのみ属したからである。もちろん立法のなかには君主の発意によるものほかに請願に基くものがあった。しかしその請願者はやはりギルド・都市・州議会などの地方団体

であった。例外は一五三一年の諸法令だけである。殺物の取引・輸出を制限する同年九月二三日付の法令は全国議会の建言によつて、また一〇月七日付の三法令(異端取締りの法令、貨幣に関する法令、慣習法の編集・公証人の業務・破産・浮浪罪・刑法など雑多な事項について当地全域に共通の立法を行なおうとの意欲をはじめて示した法令)は全国議会の見解を聴してのち発布された。

四 議会の運営と州権主義

全国議会の運営上の手続きについてはすでに触れておいたが、ここであらためて説明すれば次の通りである。まず全体集會が開かれ、君主自身または執政(あるいは高官)が召集の目的を陳述し、代議員代表が儀礼的答辭を述べる。ついで実質的な談合が政府役人と個々の州議会の代議員団とのあいだで行なわれ、たとえば当該州の御用金分担額が提示される。代議員は即答する権限をもたず、政府の要求を持ち帰って州議会に報告する。州議会はこの報告を討議して決定を下す。代議員は州議会の決定(新訓令)を携えて、再開された全国議会に再び出席し、政府にそれを伝達する。しかし事がこれで終わることはむしろ稀である。州議会決定の内容次第では、あるいは他州の決定とのあいだに食い違いがある場合には、または政府・代議員間の折衝が続けられ、

その間に代議員が幾度も州議會の見解をただしに帰らねばならぬという事態が決して珍しくなかった。最終的妥結までに相当の日数を要したのはそのためである。

このような不断の州議會・全国議會間の往復 *va-et-vient* つまり州議會への照会 *renvoi* (*ruggespraak*) は、代議員が選出母体から相対的に独立した自主的決定権つまり全権 *plena potestas* を与えられず、単に「聞いて報告する」*ouir et rapporter* 権限しかもたなかったことを意味する。それはいわゆる命令的委任 *mandat impératif* (*imperatief mandaat*) にはかならない。ただしこうした方式が格別嚴重に守られたのはとくに財政分野（御用金問題）においてであって、他の分野では一定の自由裁量権が代議員に認められることもあった。たとえば州議會への照会ぬきでシャルルの継承権を承認した一四六五年の全国議會がその一例である。④ だが、非財政分野でもやはり州議會の意見をただすことが原則であったことは、マドリード条約の批准がそういう正規の手続きを踏んでなされたことから明らかである。⑤

代議員の権限が以上のようなものとすれば、全国議會では通常の意味の議決などありえない。いわんや多数決のごときは全く無意味である。なんらかの決定がなされても、それに拘束されるのは決定に賛意を表した州だけである。通常の意味の議決に近いも

のがあるとするれば、それは全会一致の場合のみに限られる。⑥ どのような全国議會なら、代議員の資格審査もほとんど無用に近かったにちがいない。一五四五年、カール五世が全国議會に外交上の機密を洩らそうとして結局取りやめたことがあったが、それは「招かれざる者が何人かもぐりこんでいる」からであったという。⑦

すでに前節で見たように、課税協賛その他の諸権能を保有するのはもともと州議會であって、全国議會自体はなんら固有の権能をもたない。全国議會は、州議會が派遣する使節の集会以上のものではありえない。換言すれば議會とか制度とかの名に値するのは州議會であって、全国議會はいわば諸議會ないし諸制度の集合体なのである。⑧ あるいはむしろ、ボーダール E. Baudart の表現を借りれば、「いくつかの州議會の単なる並列」*une simple juxtaposition des États des diverses principautés* ⑨ にすぎなかったのである。あえて現代世界に比喻を求めらば、全国議會と各州議會との関係は国連総会と各国政府とのそれに近いといつてよからう。州議會はみずからの主体性をあくまでも固執する。それはネーデルランドの統一性よりも州の独自性を優先させ、州議會を牛耳る都市貴族層はネーデルランド全体の経済的安定・繁栄よりも地方的・排他的な利欲を優先させようとする。このような州権主義 *particularisme* ⑩ が、全国議會代議員の権限を命令的

委任の限界内にとどめ、そうすることによって多数決原理の適用の前提を否定し去り、外からの一切の強制・拘束を免れようとの方向を追求するのは当然である。多数決原理の否定こそ州権主義の最大の武器であったのである。

州権主義を基調とする州議會が相つどつて全国議會を構成する。

全国議會はいわば州権主義の集合体 *agregats des particularis-
des*^④である。その特異性は、もともとブルゴーニュ・ハプスブルク領ネーデルランドの国家的構成そのものの特殊性の反映にほかならない。通常の叙述でネーデルランド君主といった表現を用いることは便宜上許されてよい。しかし厳密には、ネーデルランド君主などにも実在しないのである。フィリップ善良にしるシャルル蒙胆にしる、彼らは公式にはブラバント公であり、フランドル伯であり、ホラント伯であり、メヘレン領主等々である。カール五世にしてもフェリペ二世にしても、以上の資格に加うるにヘルデル公であり、フリースラント領主であり、ユトレヒト領主等々であるにすぎない。一七州とは本来そういう封建的称号が一七を数えたという意味なのである。各州(領邦)は中世以来それぞれ独自の歴史を経験し、それぞれ固有の法制を發展させ、さまざまな伝統的諸特権を享有してきた。なるほどいまや各州の統治権が単一の人格ないし王朝に集中され、しかもそうした人格的統

一を実質的統一に高めるべく、すべての州に共通の諸制度もしだいに開設されつあつた。^⑤むろん全国議會の召集もそうした努力の現われの一つである。そこには各州議會の代議員が参集し、共通の君主から共通の提案・要求を受け取つた。一見、ネーデルランドの君主とネーデルランドの代議員とが相折衝しているかのようである。しかしそれは外見だけのことである。実質的には、たとえばブラバント公としてのカールがブラバント州議會と、フランドル伯としてのカールがフランドル州議會と、ユトレヒト領主としてのカールがユトレヒト州議會と等々、交渉をもっているにすぎない。

以上の全国議會の本質から見れば、その召集が慣例化したのちでも、政府が昔ながらに個々の州議會との直接の關係を維持しつづけたことは怪しむにたりない。特定の州だけに關係のある案件の場合はいうまでもないが、全国議會の召集が政府にとって不首尾に終わった場合にも、個々の州議會に対して、あるいはそれを飛び越して個々の都市に対してさえ、御用金の協賛が求められることがあつた。

君主があえて全国議會を召集したのは、一般にそれが州議會との政治折衝を簡便ならしめると考えられたからである。君主あるいは執政が個々の州議會におもむいて幾度も同一の趣旨を説明す

る手数が、それだけ省けるといふ点についてはさきに述べた。しかし理由はほかにもあった。有力な州が政府提案に賛成である場合、それが他の諸州に——代議員を通して——影響を与え、政府に有利な結果をもたらすことが期待されたのである。弱小諸州の代議員がブラバントやフランドルの指導に従い共同歩調をとるよう訓令されていることが多かったから、なおさらである。ただし逆の場合がむろんありえた。むしろしばしば有力州が政府提案に對して強力に反対の意向を示すことがあり、そういう場合には弱小諸州の賛成の声が押しつぶされて、全体として政府に不利な結果を招くおそれがあった。従つて全国議會において、相互に影響を与えうるような各州代議員間の接触・協議(ときには合同會議)を認めるか、そういう横の連絡を避けてもつばら君主・代議員間の縦の交渉だけに限るかは、一つの重大問題であつた。そこに政府の全国議會に對する、逆に全国議會を構成する州議會の政府に對する、政治上の駆け引きがあつた。それは原則の問題ではなくて政治情況により左右されるいわば戦術上の問題であり、具体的には全国議會の召集に先立つて各州議會の意向をどのように予測するかにかかる問題である。政府は情況に應じて代議員の横の連絡を、あるいは促しあるいは禁止した。たとえば一四七三年、シャルル豪胆は各州の代議員が相互に協議することなく「個々別々

に回答と同意を寄せる」よう要請し、逆に一五五七—一五五八年、フェリペ二世は全代議員の合同會議を許容したのであつた。^④

いうまでもなく政府は、全国議會が政府に有利な結論を、しかもできるだけ速やかに出すことを期待する。そのためには多数決方式を採用すること、その前提として代議員が州議會から全權を委任されることが最も望ましい。しかしその実現はネーデルラント諸州の伝統的法制の基本原理に抵触するおそれが強い。一般に諸州の特権や議會の慣行に對して歴代の君主が挑戦的な態度をなすべく慥しんだことが、この時代のネーデルランド政治史の特徴の一つである。全国議會の議決方式ないし代議員の権限問題に關して政府がいかに慎重に対処せざるをえなかつたかは、次の事實が明瞭に物語るところである。一五一四年一二月、ブリュッセルでの全国議會にマクシミリアンから多額の御用金の要求が出された。少年カールの親政を待望すること久しかった各州代議員たちは、ブラバントの提案に基き、マクシミリアンの後見権解除を條件に一〇万フロリンに限つて御用金の供与を承認した。ところがこの承認が通例の各州議會への照会をぬきにして行なわれたため、エノー州のモンス市当局はそれが先例にもとるとして抗議し、そういう決定に拘束されることを拒否した。政府側は説得と威嚇を重ねてかろうじてモンスとの妥協を取りつけた。しかしその際政

府は、モンスも他の忠順な諸都市同様に全国議会の決定を受諾して御用金を分担すべきであるとは論じたが、議会の決定が無条件に——代議員が全権を委任されていなくとも——拘束力をもつとは一度たりとも主張したことがなかった。つまり原理的論点は慎重に回避されたのである。^④

全国議会の召集に当たって君主が全権代議員の派遣を各州議会に要請した明白な事例が、少なくとも一度あった。一五五七—一五五八年の全国議会がそれである。フェリペ二世は一五五七年八月、まずヴァランシエンヌに全国議会を召集し、次回の集会には破産に瀕した公財政の再建策を討議するため、各州が全権を帯びた代議員を派遣するよう要求した。しかし同年一月、ブリュッセルに参集した代議員のなかにはだれひとりとして全権を委任された者はいなかった。明らかに各州議会は政府の思惑に不信の念を抱いていたのである。ただ全代議員の合同会議が認められ、九年間継続で年額八〇万フロリンの御用金がようやく承認されたことはすでに触れた通りである。

ただしちなみに、州議会の次元では多数決方式を押しつけようとする政府の試みがしばしば見られ、ときにはそれが騒乱の原因ともなった。むろん州議会においては、議決は三身分の一致によるのが原則である（いわゆる《Doux Feats, pas d'États》の原

則）。一都市といえども議決に不賛成ならば、それに拘束されないのがむしろ慣行である。ところが政府は——カステイリヤのコレスに對するカール五世の威嚇・挑戦^⑤ほどではないにしても——ときに以上の原則・慣行に異議を挟んだ。二身分だけの議決で十分であり、聖職者・貴族の議決が第三身分を拘束しうる、まして一都市の反対は論外であるとみなしたのである。たとえば一五二八年、執政マルガレータはブリュッセル・ルーヴァン両市の反対にもかかわらずブラバントへの課税を強行し、また一五三七年、執政マリアはガンの反対を押しつけてランドルに御用金を課した。ガンの強硬な御用金負担拒否こそ一五三九年を頂点とする血なまぐさい騒乱の原因であり、その結果ガンは徹底的な弾圧にさらされたのである。^⑥

本稿が対象とする時代のネーデルランドの政治は、君主の國家統一への志向とそれに逆らう州権主義との相克のなかで展開された。それはいわば集権・州権の二つの焦点をもつ楕円形の構造をなし、あるいはそこに求心・遠心の二つのベクトルが作用しあう力学の場が形成された。それは一つには、ネーデルランドにおける州権主義が並はずれて強靱であったからである。ルクセンブルクなどの非家産諸州が終始全国的御用金の協賛を拒み、個々の州

議会の単独協賛方式を固執して全国議会への参加を忌避する態度をとったことについてはさきに述べたが、铸貨問題においてもフランドルやブラバントが全ネーデルランドに共通な統一貨幣の流通を阻害する動きをしばしば示したこと、またブラバント・フランドル両州が全国議会での上席権・代表発言権をめぐる執拗な論争を展開したことなど、いずれも偏狭な州権主義の端的な現われにほかならない。

しかしいま一つ、ネーデルランドの君主権（厳密には諸領邦君主権の集積）それ自体の特殊性、その君主権が追求した集権・統一そのものの特殊性をも見落としてはならない。ブルゴーニュ家にせよハプスブルク家にせよ、いずれもネーデルランドにとって外来の王朝である。両王朝にとって、とりわけハプスブルク家にとって、ネーデルランドはその広大な所領の一部であるにすぎない。外来王朝とともに、しばしばネーデルランドの利害と無縁な外交政策を展開し、しかもその財政的負担の多くをネーデルランドに求めた。こうした非ネーデルランドの外来王朝が強行する集権・統一政策に直面して、さなきだに強靱な州権主義の遠心力がその加速度をいよいよ強めたのは当然である。全国議会——実質上はそこに結集した各州議会——と君主権との関係は、こうして原理的にも現実的にも鋭い対抗の姿をとらざるをえない。一四七

七年の大特権および一四八八年の諸州同盟が、そうした対抗の革命的頂点をなすものであったことはあらためていうまでもない。君主の御用金要請に対しても全国議会は幾度か反抗の姿勢を示し、ときにはそれ相当の代償条件を、ときには負担額自体の軽減をもちとり、ときには頭から拒否の回答を寄せた。シャルル豪胆が要求した御用金の金額・期間を値切ったこと（一四七三）、御用金承認の条件としてマクシミリアンの引退を求めたこと（一五一四）、また承認した御用金の徴収・支出についての管理権をフェリペ二世からかちえたこと（一五五八）、以上についてはすでに触れた。ここでは一層特徴的な事例を若干挙げておきたい。

一四七六年四月五月の全国議会（ガン）は、シャルル豪胆にとつて完全な失敗であった。御用金の要請が全面的な拒否に遇ったからである。代議員たちは政府の圧力に屈せず州議会の訓令を固執し、酒を飲む回数も訓令で決められているのかとの大法官ギヨーム・ド・フネ G. Hugonet の皮肉は、彼らの怒りを買っただけであった。^⑧ また執政マルガレータは一五〇七年に提案したフロリンの戸別税が拒否されたため、翌年あらためて対ヘルデル戦争のための御用金を要請したが、これもまた拒否の憂き目を見た。全国議会の主張によれば、対ヘルデル問題は「ブルゴーニュ家の全所領にではなくてブラバント一州だけに関係のある特殊な問題で

ある」からであった。^⑧ さらに一五三四年、きわめて重大な提案が政府から出された。当時皇帝カールの外交政策が全般的に著しい困難に逢着し、ネーデルランドではとりわけフランスの軍事的脅威が危機的情況を醸成していた。同年七月、執政マリアは全国議会をメヘレンに召集し、国土防衛のために諸州が相互援助同盟を結ぶよう勧告するとともに、國境に配置されるべき兵力(歩兵二千と騎兵一千)を常備するための御用金を要求した。しかし九月に寄せられた回答は拒否であった。常備軍の維持とそれに伴う課税の通常化が議会特権の侵害を意味することが、なによりも警戒されたのである。しかもホラントの代議員は商業上の動機から——他州との同盟が自州の商業活動の自由を拘束しかねないとして——異議を申し立て、また当集會に参加していない諸州(ルクセンブルク・フリースラント・オーフェルアイセルなど)は国土防衛上むしろ重要な地理的位置にあり、これら諸州を除外しては同盟も意味をなさず、さればとてその同意なしに同盟への加入を強制することは不可能ではないかと、議会の構成・運営の原則にかかわる問題も提起された。マリアは説得につとめ、諸州の連帯感に訴えた。しかし効果はなかった。一五三五年七月、再召集された全国議会はあらためて政府提案を峻拒したのである。フランスの代議員はいみじくも主張した。「もし提案を受け入れる

ならば、疑いもなくわれわれは二度と召集されることなく、フランス流に事が運ばれるようになるう。」問題の核心はやはり絶対主義化への危惧にあったのである。^⑨

ところで、全国議会の歴史を貫く州権主義の異常な根強さ、君主の集権・統一政策に対抗する州権主義の遠心性、それはたしかにまちがいのない事実であるにしても、果たして全国議会はいかなる集権・統一政策にも無条件に反対したのであろうか。外來王朝の支配下にあったとはいえ、果たして全国議会は政治的集中・國家的統一に積極的な関心を全く払わなかったのであろうか。むしろ全国議会は、ネーデルランドにおける國家意識の成長に一定の役割を果たしたといわれる。全国議會に參集した代議員たちは、共通の君主あるいは執政を目のあたりにし、しかも多少とも相互の接觸をもつて諸州の利害の共通性を肌身で感じ取ったにちがいない。こうして州を超えた國家への帰屬意識が、代議員つまり各州の指導階層のなかに芽生えたはずである。^⑩ この点はだれも否定しはしない。にもかかわらず、多くの史家はやはり州権主義の遠心性に力点を置き、君主と全国議会の關係をほとんどもっぱら求心・遠心の力關係としてとらえる。

ジリサンはそれに異議を唱える。彼は、一四八八年の諸州同盟条約の規定により全国議會在「地域的諸特権についての一種の控

訴法廷」に化したというピレンヌの見解にも反論を加えているが、全国議会在一再ならずネーデルランドの政治的統一に積極的に関与したこともあるとして、とくに挙げるのが一四七七年・一五三一年・一五四八―一五四九年の事例である。彼によれば、一四七七年の大特権を州権主義の顕現とみなす通説は誤りである。なるほどメヘレンの高等法院は廃止された。しかしそれはフランス王権への外交的配慮から行なわれたのであって、君主の集権政策への攻撃ではない。メヘレンの高等法院の権限と機能は、大特権がその存続を認めたところの大会議 Grand Conseil (Grote Raad) により受け継がれたのである。次に一五三一年の諸法令(穀物取引制限法、異端取締法その他)は、三つの並設会議 Conseils collatéraux (Collaterale raden) の設置を定めた法令も含めて、いずれも全国議会在諮問しその同意を得たうえで発布された。つまり全国議会在は中央政治機構の整備、全ネーデルランド共通の立法に大きな貢献をなしたのである。最後に、一五四八年のアウグスブルク協約は全国議会在で批准され、翌年のプラグマティック・サンクションも全国議会在の審議と同意を経て発布された。こうして全国議会在は君主によるネーデルランド一体化政策に協力したのである。⑥

以上のジリサンの所説は、私見では説得力が乏しいように思われる。まず一五三一年と一五四八―一五四九年の事例についてい

えば、法案があらかじめ提示されたとしても、それは必ずしも全国議会在の同意が純粹に自発的なものであったことの保証にならず、また「和合と親善を旨として」というような公文書の表現も、文字通りに了解されてしかるべきものではないからである。現実には強制・威嚇・慰撫などの手段がとられたかも知れないと、疑えば疑いうる。まして法案の内容が州権主義に直接抵触するのでなければ、おそらく全国議会在としてもあえて拒否する理由がなかったであろう。次に一四七七年と一四八八年の事例については、大特権・同盟条約ともに死文に終わったうえにいずれも内容が漠然としていて異説の余地があるにしても、州権主義の優越を主張する通説を破るにはジリサンの論拠は薄弱である。彼はことに大特権によっても廃止されなかった大会議を重視しているけれども、この大会議はむしろ州権主義に則して再構成され、その権限も縮小させられたのではなからうか。⑦

全国議会在が君主の政策に協動的であった時期、いわば全国議会在と君主の蜜月をしいて求めるとすれば、それはフィリップ端麗の親政期、それも彼がスペイン王女「Isabella」と結婚するまでの数年間に限られるであろう。しかしそれもフィリップが父帝マクシミリアンの王朝的・非ネーデルランド的政策を排して、いわばネーデルランド君主権の土着化にとめたからである。彼はブ

ルゴニーニ公領の奪回を断念してフランスと和を結び、またヘルデル公との戦争の停止を希望した。一四九八年一二月、彼は全国議会に對仏講和を通告するとともに、對ヘルデル戦続行の可否についての見解を求めたが、それは父帝のたつての要望に従ったまでのことで、彼自身は議会の否定的回答をむしろ期待していたといわれる^⑤。ところでこの短い蜜月さえ、全国議会と君主の対抗の歴史の上では一つの例外にすぎなかったのである。

とはいえ州権主義は、君主の集権・統一政策に同調することがなくとも、諸州間の協同・連帯を必ずしも拒否しはしない。ときにはむしろ協同を必要とし、連帯を促進した。それはとりわけ君主権に敵対する必要に迫られた危機の時点においてである。中央政府への抵抗、この一点で諸州の利害が一致するかぎり、州権主義はかえって協同・連帯の土台となりうる。いわば州権主義の、州権主義による、州権主義のための協同・連帯がこのようにして生まれる。換言すれば、遠心的諸力が一つの合力を作り出す。一四七七年および一四八八年の一種の議会革命はもとより、一般に全国議会による政府提案の拒否は、こうした合力の所産であった。まさしく全国議会は「君主の中央権力に對抗する州権主義の同盟」*une alliance des particularismes contre le pouvoir central du souverain*^⑥であり、「反抗の潜在的中心」*een potentieel*

centrum van oppositie^⑦となりえたのである。だが遠心力はいかように合成されようとも、求心力に転換することはできない。いったん危機が去ると、合力は分解し、連帯は雲散霧消する。全国議会在一四七七年・一四八八年の達成を護持しえなかったのはそのゆえであり、一般に全国議会在その機能を系統的に強化発展させえなかったのもそのゆえである。要するに州権主義の志向は「*アンビエツァレ*」である。それはもともと守旧性を本質とし、排他的な遠心力として作用する。ところがその反面、危機的情況に際しては合力(連帯)を生み出してみずから革命的志向に転化させ、中央権力に對して果敢な抵抗をいどむ。きたるべき独立革命もまた、少なくともその重要な側面はこうした伝統的州権主義によって荷なわれることになろう^⑧。

五 おわりに——革命的議会への序曲——

フェリペ二世はネーデルランドを去るに先立って、一五五九年八月、ガンに全国議会を召集し、異端撲滅への協力を要請するとともに御用金を新たに要求した。しかし議会の反応は敵しかった。土着の有力貴族に國政上の重要な地位が割り振られるべきこと、なお当地に駐留するスペイン軍を撤収すべきこと、この二点が全国議会によって力説され、とりわけスペイン軍の撤収は御用金承

認の前提条件として強く要望された。フェリペの不安と警戒心は、オラニエ公・エグモント伯 Egmont・ホールネ伯 Hoornne ら有力貴族が全国議會と氣脈を通じている可能性が察知されたがゆえにいよいよ強まったけれども、彼としてはこの際全国議會の要望を受け入れるほかはなかった。やがて彼はミッデルブルフから乗船してスペインに向かった。彼がネーデルランドに不快の念、むしろ憎悪の念さえ抱いていたであろうことはおそらく疑いがない。以後、どのように要請されるとも、二度と彼は当地を来訪することがなかった。^④

フェリペの憎悪と警戒心はなканずく全国議會に向けられた。すでに一五五七—一五五八年の経験がフェリペに重大な衝撃を与えていた。全国議會の政府不信に手を焼き、代議員たちの合同協議の末、御用金の管理権をいわば強奪されたからである。フェリペとその腹心たちは議會の意図に疑惑を深め、その召集を回避する決意を固めた。執政マルガレータのもとで國政の実権を握っていた枢機官グランヴェル Gravelle は、フェリペの一側近に宛てた一五六三年七月二五日付書簡で次のように述べた。「議會の目的は、議會から承認された権限以外なんらの権限をも國王がもたないような國家形態に、當國を作り変えることであつた。」フェリペ自身、執政の側近に送つた一五六四年一月二三日付の訓令で

全国議會の召集を回避すべしと命じ、ついで著名な一五六五年一月一七日付のセゴビア書簡でも、エグモントらの請願に回答して、議會召集を拒否する旨を強調した。^④ さらに翌年、八月二日付書簡においてフェリペは、全国議會の召集を拒否したマルガレータに贅辭を呈し、やがて彼女が軟化して議會召集に傾くや、一月三日付の書簡をもってみずからの意思に変化のないことを通達した。^④

一五五九年からおよそ一〇年間、全国議會の召集は停止された。革命的情勢が醸成されつづつあつたこの時期に、全国議會はいわばつんぼ棧敷に置かれていた。それはこの段階では革命運動の主役はおろか脇役ですらなかつた。それにもかかわらず全国議會は、政府および反政府派いずれの脳裡にも強く焼き付けられた、あるいは不吉な、あるいは期待の影像でありつづけた。それは一種の黒幕的存在であり、潜在的なファクターであつた。反政府勢力は声を大にして全国議會の召集を要望した。ことに一五六六年、執政の手を経て國王に提出された貴族盟約 Compromis の請願書は、異端彈圧法令の執行を停止し、全国議會の建言と同意により宗教問題の解決がはかられるべきことを要求した。カルヴァン派の貴族ニコラス・デ・ハーメス Nicolaas de Harnes は、オラニエの弟でルター派のルートヴィヒ Ludwig von Nassau (Lodewijk

van Nassau)に宛てた書簡(一五六六年二月)のなかで、全国議会こそわきわいを癒す唯一の手立てであり、われわれの力でその集会を成立させてしかるべきであるとさえ論じた。^⑥当時の新教徒一般の意向がそこに示されていると見てよからう。オラニエも一五六六年一月、『ネーデルランドの危機的情况についての覚え書き』Memoire sur l'état critique des Pays-Bas と題するパンフレットを流して、国王の心に議会嫌悪の毒を盛った悪質な側近たちを非難したが、さらに一五六八年、亡命先からアルバに戦争をいどむに当たり、「全国議会の意見に従つて」by advyse van de Gemene Staten 諸特権および神の言葉を守るべく専制に対抗するとの決意を表明したのであった。^⑦

ようやく一五六九年三月、全国議会がブリュッセルに召集された。しかしそれは議会の召集によって宗教その他の諸問題の解決を求める世論が譲歩したからではなかった。むしろ庄政の成功に自信を得たアルバが、もっぱら財政上の要求から、全国議회를牛耳って課税の通常化を達成しようとしたのであった。かの悪名高い十分の一税 dixième denier (trente penning) を含む課税計画が提案された。代議員の報告に接した各州議会が、これに強い抵抗を示したことは周知のところである。ただ原則的な論点、つまり課税の通常化は議会特権の侵害を意味するとの論点

が正面に据えられなかったのはやや意外であるが、なかでも十分の一税が当地の商工業を麻痺させるとして、少なくとも現実的・経済的視点から強硬な反論が展開された。アルバは威嚇をもって反対意見を庄殺し、強引に議会の協賛をかちえたけれども、さすがにその実施には二の足を踏まざるをえなかったのである。^⑧

一五七二年以降、ホラント・ゼーラントの革命が成功裡に進展し、議会問題についてもそこで若干の新しい展開が示された。一五七二年七月、ドルトレヒトに集会した両州議会は、オラニエの後任として州総督を拝命していたブッシュ・Boussin を忌避して、あらためてオラニエの総督職を承認するとともに、宗教問題については信仰の自由を原則とする独自の措置を講じつつも、その最後の解決は全国議会の手に乗ねることと決議したのである。しかも一五七三年から一五七五年にかけて、州議会に出席する貴族・都市の代表の権限、ひいては州議会の運営方法といった原則的諸問題について検討が加えられ、オラニエの指導のもとに、課税問題以外の案件の議決には多数決方式を採用するとの方針が——必ずしも内容明確でない点があり、またやがては無視されるにいたるとはいえ——打ち出されたことは注目に値しよう。^⑨

アルバの後任レケセンスは、前任者の圧制にくらべてはるかに妥協的な態度を示した。全国議会についても積極的にその建言権

を認めた。しかし政策の最終的決定権は君主にあるとの原則では絶対に妥協の余地を残さなかった。これに対してきわめて大胆かつ徹底した主張が革命勢力の側から提起された。レケセンスはホラント・ゼーラント革命の成功が他の諸州に深刻な影響を与えつつあるのを憂慮して、一五七五年三月、両州との和平交渉をブルダで開始したのであるが、その席上での両州側委員の発言が注目される。彼らは、全国議会が「スペイン人の列席がなくとも合法的かつ自由に集会し、平和の堅持、諸州の安全と統一……に役立つ事柄を自由に決議する、conclue ことができる」と述べ、宗教その他の緊急の案件を解決するため全国議会を開催すべきであると提案したのであった。この和平交渉自体は、スペイン側委員がフェリペの強硬な訓令に拘束されていたため、結局は失敗に終わった。しかし全国議会に仲裁を求めようとするホラント・ゼーラント側の主張は、他の諸州のカトリック教徒にさえも強い感銘を与えたようである。^①

以上は、革命的な一五七六年の全国議会の歴史的前提である。それは突如として出現したのではなく、その革命性は必ずしも突然変異ではなかった。革命的議会は、議会の召集が忌避されたいわば不遇の時代にむしろ準備され、やがて機が熟して生まれたのである。

ところで一五七六年以降、全国議会は具体的にどのような点で変化したのであろうか。大ざっぱに見て、本稿の第三節で扱われた側面は大きく変わったが、第四節で扱った問題については著しい変化がなかったといえよう。すなわち、いまやみずから統治機関化した全国議会の開催方式や権限の幅と質に革命的な変化が生じたことはいうまでもないが、その運営上の手続きは基本的に改められず、州権主義の原則は清算されることがなかったのである。むしろ革命の成功は、それを荷なった州権主義の勝利でもあった。多数決原理の採用はときに試みられはしたけれども結局成功せず、代議員の権限は旧来と変わるところがない。依然として全国議会は各州議会が派遣する使節の集会たるにとどまった。それはいまだ政治主体としての——厳密には政治主体（州議会）の連合体としての——全国議会の致命的な欠陥であった。こうした全国議会の弱点、つまりは州権主義の優越が以後のネーデルランドの歴史を左右した。やがて南部が脱落して、もともと未熟なネーデルランドの一体性が最終的に失われた理由の一半がそれであり、また北部の連邦共和国が単一国家としては著しく脆弱な国制に甘んずることになるのも、それがゆえである。しかしはじめに断わっておいたように、一五七六年以後の全国議会の史的展開を本格的に取り扱うことは本稿の目的ではない。そのためには稿を改めねば

の動機を御用金要求に歸せしむるの試みは、H. Buch e. a., *Représentation et Députation en Belgique du XIII^e au XVI^e siècle*, in *Libet Memorialis Sir Maurice Powicke* (Études présentées à la Commission Internationale pour l'histoire des Assemblées d'États, XXVII, 1965), p. 38.

⑲ Van de Kieft, op. cit., p. 9.

⑳ *ibid.*, p. 18; Glissen, *États Généraux des Pays de par deçà*, p. 307.

㉑ Van de Kieft, op. cit., p. 10.

㉒ C. Soule, *Les États Généraux de France* (Études présentées à la Commission Internationale pour l'histoire des Assemblées d'États, XXXV, 1968), p. 149.

㉓ *Pirenne, Histoire de Belgique*, t. II, p. 411 ff.; *ibid.*, t. III, 3 ed., 1923, p. 196; Soule, op. cit., p. 148.

㉔ Glissen, *États Généraux en Belgique et aux Pays-Bas*, p. 407; Van de Kieft, op. cit., p. 71.

㉕ ネーデルラント全国總会及びÉtats Générauxの名稱が「les députez des estatz généraux de par deçà」とした表現のなかに現れるのは、十四世紀中葉以後のことからである。それ以後は「la journée et assemblée générale des estatz de tous les pays de par deçà」の或る「ちよつと」の州議會の全体集會」として呼称が用ゐられた。Van de Kieft, op. cit., p. 8. なお州議會の場合、États (Staten) という呼称が使用され始めたのは一四〇〇年、それから一四世紀には州及び「journée, assemblée, conseil, pays, parlement, dagvaart」などと呼ばれた。J. Glissen, *Le régime représentatif avant 1790 en Belgique*, 1952, p. 51.

㉖ なおネーデルラントに於ては、ネーデルラント三部會の召集回数には

なり少ない。それはフランスの場合、一五世紀前半、シャルル七世の治世に課税の通常化（議會の同意を必要とする御用金の臨時的性格の払拭）が実現され、一四三九年を最後に全国三部會が課税協賛権を無視されることになったからである。

㉗ Glissen, *États Généraux des Pays de par deçà*, pp. 275-310; *do.*, *États Généraux en Belgique et aux Pays-Bas*, pp. 408-419.

㉘ ただし君主召集権原則の適用は、州議會の場合、くらかゆるぎがたであったらしい。たとえばホラント・ゼーラント兩州では君主の召集によって集會する正規の公的な集會（dagvaart）とは別に、「自主的・私的性格の強」い集會（huishoudelijke vergadering）を開催された。

㉙ Glissen, *Régime représentatif*, p. 77 f.; Buch e. a., op. cit., p. 36.

㉚ しかし全国議會の形成過程において、とくに大特権がもつ意義は大きい。大特権においてはじめて全国議會はその存在と権限（後述）が公文書の上で確定され、いわば制度化されたからである。Glissen, *États Généraux des Pays de par deçà*, p. 265; Buch, op. cit., p. 38 f.

㉛ かつてゼリサンは、一四七七年のガンにおける全国議會が自主的な集會であるかのように叙述したが、それは誤りである。Glissen, *Régime représentatif*, p. 100. ただし同年四月にルーヴァンに集會した全国議會は、大特権に依拠した自主的集會であつたらしい。Van de Kieft, op. cit., p. 13. なお一五七六年の全国議會が革命性をもちつねえたるのことは、それが一見合法性を偽装しながら、實質上自主的な集會であつた点にある。

㉜ フルコーニエ領のうちアルトワ西南方のピカルデー・ブローニーなども、一四七七年にルイ一世によって没収されるまでは、ネーデルラントの全国議會に幾度か代議員を派遣した。

- ②⑤ トウルネー市はトウルネジ地域とは別に独自の代議員を出した。それはエノー州におけるヴァランシエンヌ市の場合、フロニンゲン州におけるオメランデンとフロニンゲン市の関係とはほぼ同様である。
- ②⑥ ただしユトレヒトだけは、そのホラントとの特別の関係からいわずに準家産州の扱いを受け、全国議会に代議員を送ることが多かった。
- ②⑦ プリニツセルの国立文書館に、「こちら側の国々」のみならず「こちら側の国々」をも含む全ブルゴーニュ領について、各州議会のメンバーを列挙した文書がある。どこぞこの領主、何々修道院の院長、何々市の市長等々と記載されており、ことに貴族の場合は人名そのものさえ挙げられている。この史料を紹介したプロクタンヌによれば、それが作成された時点は一四六四年の春ごろである。同年一月の第一回全国議会のと、当集会が混乱した情況のなかであつただしく開かれたものであることを考慮し、将来に備えて——しかも「こちら側の国々」をも含めて全ブルゴーニュ領の全国議会を開こうとの意図のもとに——政府が代議員候補一覧表を作つたのであつたと、プロクタンヌは推定している。W. Blockmans, *De Samenstelling van de Staten van de Bourgondische Landheerlijkheden onstreeks 1464, in Anciens Pays et Assemblées d'États*, XLVII, 1968, pp. 55-112.
- そうとすれば、少なくとも一四六四年には君主が代議員を直接指名するのが普通であつたことになる。果たしてそれが事実であつたかどうかはここでは確認できないが、もしそうでなかつたならば、プロクタンヌの推定とは別の解釈が可能である。つまりこの史料は必ずしも将来の全国議会召集に備えてのものではなくて、当時の州議会に列席したメンバーの単なる事後的な記録にすぎないのではなからうか。ブルゴーニュ領全域についてそういう記録を一つにまとめ上げた点に、政府の一定の政治的志向をうかがえるにしても。
- ②⑧ 北海沿いに広がるフランドル最大のシャテルニー(城主領)。一四

世紀後半、フランドル伯は旧来の「三メンバー」(ガン・ブリュージュ・イーブル)の勢力を押さえるため、このシャテルニーに「第四メンバー」の資格を与えた。

- ②⑨ 全国議会での席次および代表発言権をめぐる、ブラバント・フランドル間の紛争が一五・一六世紀に幾度か生じた。フランドルが、少なくとも自州内で議会が開催された場合の首席権・代表発言権を要求したからである。首席権はつねにブラバントが保持するが、議会がフランドルで開かれた場合に限り、全国議会で代表する権利はフランドルのいずれかの都市(とくにガン)の法律顧問に与えられるという妥協的解決が、一五〇八年と一五五二年に下されており、以上がまた一般的通念・慣行であつたらしい。Wellens, *op. cit.*, pp. 113-147.

- ③⑩ たとえば古く一四六二年に定められた配分率では、フランドルが総額の $\frac{1}{3}$ 、ブラバントが $\frac{1}{4}$ 、ホラントが $\frac{1}{12}$ 、ゼーラントが $\frac{1}{48}$ 等々であり、この比率は以後もしばしば用いられた。Gilsissen, *États Généraux des Pays de par deçà*, p. 280.

- ③⑪ 都市出身の代議員の場合、州議会を飛び越えてそれぞれの都市に報告し、そこから新訓令を受けることもあつた。従つて同一州の代議員団のなかでも訓令の内容に食い違ひの生じることがありえた。

- Spitford, *op. cit.*, p. 84 n. 73; H. G. Koentigsberger, *The Powers of Deputies in sixteenth century Assemblies*, in *Albarn Helen Mand Cam (Études présentées à la Commission Internationale pour l'histoire des Assemblées d'États*, XXIV, 1961), p. 226.

- ③⑫ この点でネーデルランドの全国議会は「イギリス議会とも」フランドルの全国三部会とも異質である。 *ibid.*, p. 213 ff.

- ③⑬ 一四六五年四月二五日にフィリップ善良が趣旨を説明し、二六日にこれを説明がくりかえされるや、代議員たちはたなちにシャルルの継

- me repräsentatif, p. 92 ff.; do, États Généraux des Pays de Par
deçà, p. 312; Griffiths, op. cit., p. 300 ff. なおカンの騒乱と彼の彈
匠は、一般に都市をさける都市貴族とギルド大衆の社会的・政治的対
立、御用金負担への民衆の抵抗、カール五世の一貫した都市貴族擁護
政策、関連する。 Van de Kieft, op. cit., p. 22; Koenigsberger,
States General of the Netherlands, p. 155 f.
- ③ Spufford, op. cit., p. 84 f.
- ④ 前注③参照。
- ⑤ Van de Kieft, op. cit., p. 11 f.; Koenigsberger, States General
of the Netherlands, p. 147.
- ⑥ Van de Kieft, op. cit., p. 19; Gilissen, États Généraux des
Pays de par deçà, p. 307 f.
- ⑦ Van de Kieft, op. cit., p. 23 ff.; Gilissen, Régime représentatif,
p. 107 f.
- ⑧ Van de Kieft, op. cit., p. 8 f.; Baudart, op. cit., p. 77 f.
- ⑨ Pirenne, Histoire de Belgique, t. III, p. 48.
- ⑩ 前注③参照。
- ⑪ Gilissen, États Généraux des Pays de par deçà, pp. 293, 301 ff.
Eg. I. Strubbe en J. Craeybeckx, op. cit., p. 125 f. 大特権以後
の大会議は——すでにイタシムリボンによって再改革されるけれども
——君主と大法官以外にそれぞれの州から選ばれた二五人のメンバー
で構成された。その内訳はブラバント・フランドル・ホラント(ゼー
ラントを含む)・ブルゴニーの各州から貴族二人と法曹一人、ルクセ
ンブルク・リンブルフ・アルトワ(ピカルディを含む)・エノーの各州
- から貴族一人と法曹一人、ナミエールからは貴族・法曹のいずれか一
人。こうした構成方式をストルツェンらは federalisme と表現している。
- ⑫ Van de Kieft, op. cit., p. 17; Gilissen, États Généraux des
Pays de par deçà, p. 298 f.
- ⑬ Buch, op. cit., p. 39.
- ⑭ Van de Kieft, op. cit., p. 15.
- ⑮ 独立革命は保守的・革命的な二重した評価を受けることがあるが、
それは革命自体が州権主義の両面価値の意味に深くかかっている
からである。独立革命の評価については拙稿『ネーデルラント独立戦
争の革命性について』(『西洋史学』五七号、一九六三年)五三—五
七頁を参照。
- ⑯ Smitskamp, op. cit., p. 34 f.
- ⑰ Griffiths, op. cit., p. 306; Smitskamp, op. cit., p. 36.
- ⑱ Griffiths, op. cit., pp. 307, 408 (Document XXX), 415 f. (Do-
cument XXXIII).
- ⑲ Ibid., pp. 307, 406 f. (Document XXXIX).
- ⑳ Ibid., pp. 307, 416 (Document XXXIV).
- ㉑ Gilissen, Régime représentatif, p. 112.
- ㉒ Smitskamp, op. cit., p. 36 ff.
- ㉓ Ibid., p. 38; Koenigsberger, Powers of Deputies, p. 233 f.
- ㉔ Smitskamp, op. cit., p. 39 f.; Gilissen, États Généraux des
Pays de par deçà, p. 314.

(島根大学助教授・XXXXXXXXXX)

Conditions for the Correct Interpretation of

Wei-ch'ih-wê-jên-ch'uan 魏志倭人伝

by

Kenji Maki

About the interpretation of *Wei-ch'ih-wê-jên-ch'uan* 魏志倭人伝, the writer previously published "*Nippon no Genshi-kokka*," or *The Primitive State in Japan*, explaining the effect that *Wê-jên-ch'uan* 倭人伝 was written after the writing style of *Ts'ien-han-shu* 前漢書, expressed my new opinion that "The northern district beyond the Queen State" 「自女王国以北」 means the region of the six countries from *Tsushima* 对馬 to *Fumi* 不弥, and that in the south of which there was the Queen State 女王国, Federation of *Wa-koku* 倭国, and "the Capital of the Queen" in *Wa-koku* is *Yamatai-koku* 邪馬台国; and according to the above writing style *Yamatai-koku* originated from *Yamato-gun* 山門郡 in *Chikugo* 筑後 and *Tôma-koku* 投馬国 from *Tsuma* 妻 in *Hyûga* 日向. And also the writer insisted that the established theory of coinsiding "the Queen State" 女王国 with *Yamatai-koku* should be a wrong interpretation originated from *Hou-han-shu-wê-ch'uan* 後漢書倭伝. Still, this wrong interpretation has been prevalent and among archaeologists is still predominant the *Yamato* 大和 theory; the statement in *Wê-jên-ch'uan* of a month's walk by land from *Ito-koku* 伊都国 to *Yamatai-koku* has still been considered un-reliable, and even the new theory appears that *Yamatai-koku* 邪馬台国 is wrong and *Yamaichi-koku* 邪馬壹国 is right. Accordingly, this article explains the conditions for the correct interpretation of *Wê-jên-ch'uan* with the writer's opinion strengthened by some recent knowledge after the publication of my book.

States General of the Netherlands

in the 15th and 16th Centuries

by

Hiroshi Kawaguchi

This paper, making critical reference to the views of J. Gilissen and

others, deals with some subjects related to the States General of the Netherlands before 1576: their origins, convocation, composition, competence, procedure, etc. Concerning the origins, there seems to be no reason for the positive denial of the established view which attaches importance to the assembly of 1464.

In connection with the above-mentioned subjects, particularly the pattern of procedure, the tenacity of particularism which characterized the States General is worthy of special notice. There, the deputies were never allowed to enjoy the exercise of *plena potestas*, nor the rule of decision by majority introduced. The States General were no more than a meeting of ambassadors sent by separate provincial estates, nor could they grow to be a unique institution recognized constitutionally. Nevertheless, the particularism worked as a sort of centrifugal force in the direction of guarding the ancient privileges against the centralizing and unifying policies of the rulers, and made the States General "a potential centre of opposition to the monarchy." Such particularistic sentiment was also to be a driving force of the Revolt of the Netherlands in the latter half of the 16th century.